

令和元年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知について

令和元年度、本園が代理受領した施設型給付費の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下表参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、高島市からの支払いを保護者に代わり本園が受領しています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和元年度の実績をご報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和元年度公定価格（愛隣こども園）

（単位:円）

認定区分	1号認定		2号認定				3号認定			
	4歳以上児	3歳児	4歳以上児		3歳児		1. 2歳児		0歳児	
年齢区分			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格
4月	238,090	254,460	47,380	42,400	63,260	58,280	115,390	110,410	196,380	191,400
5月	238,090	254,460	47,360	42,380	63,240	58,260	115,370	110,390	196,360	191,380
6月	238,090	254,460	47,340	42,360	63,220	58,240	115,350	110,370	196,340	191,360
7月	238,090	254,460	47,340	42,360	63,220	58,240	115,350	110,370	196,340	191,360
8月	236,550	252,920	47,410	42,430	63,290	58,310	115,420	110,440	196,410	191,430
9月	238,090	254,460	47,380	42,400	63,260	58,280	115,390	110,410	196,380	191,400
10月	238,350	254,740	42,920	37,930	58,820	53,830	115,510	110,520	196,600	191,610
11月	234,310	250,700	42,880	37,890	58,780	53,790	115,470	110,480	196,560	191,570
12月	234,310	250,700	42,880	37,890	58,780	53,790	115,470	110,480	196,560	191,570
1月	233,280	249,670	42,900	37,910	58,800	53,810	115,490	110,500	196,580	191,590
2月	232,360	248,750	42,940	37,950	58,840	53,850	115,530	110,540	196,620	191,630
3月	239,490	255,880	49,870	44,880	65,770	60,780	122,460	117,470	203,550	198,560